

〔事案 28-21〕 解約返戻金請求

・平成 28 年 8 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

主契約の保険料払込期間満了後、特約保険料の不払いにより特約が解約されたが、その際に解約返戻金を受け取っていないとして、解約返戻金の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 10 月 1 日に契約した定期保険特約付終身保険に付加されていた傷害特約、入院保障特約、手術保障特約の解約時に、本件特約解約にともなう解約返戻金を受け取っていない（「特約解約のお知らせ」や払出証書など一切受け取っていない）ので、解約返戻金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 本件特約解約時には、「特約解約のお知らせ」を送付し、解約返戻金がある場合には郵便振替で送金する旨を案内のうえ、簡易書留郵便により払出証書を送付した。保険会社には、送付した証書が換金されず、未換金分として戻された記録がないので、証書は換金されているはずであり、申立人の請求には応じられない。
- (2) 本件解約返戻金請求権は、本件特約が解約された日の翌日から 3 年以上が経過しているため、時効により消滅している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件特約解約時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社における通常の実務取扱い等に照らすと、申立人の請求を認めることはできず、またその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。